

# 令和3年度 山口県 中小企業再生支援協議会のご案内

国（経済産業局及び沖縄総合事務局）は、産業競争力強化法の規定に基づき、すべての都道府県に中小企業再生支援協議会を設置しています。山口県では、公益財団法人やまぐち産業振興財団が国から委託を受け運営しています。



## 中小企業再生支援協議会とは

中小企業再生支援協議会は、借入金返済等の課題を抱えた中小企業の経営再建に向けた取り組みを支援する、国が設置する公正中立な機関です。

- 相談の秘密を厳守します
- 専門家が相談を受け支援します
- 地域全体でバックアップします

併設する経営改善支援センターとの連携により改善から再生まで、経営状況に応じた継ぎ目のない支援を行っています。また、必要に応じて関係支援機関や支援策を紹介します。

窓口相談

再生計画策定支援

再チャレンジ支援

新型コロナウイルス感染症  
特例リスケジュール支援



## 中小企業再生支援協議会の支援体制

中小企業再生支援協議会（協議会）には、統括責任者であるプロジェクトマネージャー（PM）のほか、PMを補佐する複数のサブマネージャー（SM）が配置されています。山口県のPMとSMは金融機関出身者が務めています。案件によっては、外部の専門家等を支援チームに迎え、当該案件に取り組む体制を整えています。

